

みんなでつかえる「みんなのステージ」及び音響機器等貸出 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みんなでつかえる「みんなのステージ」及び音響機器等（以下「ステージ等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 ステージ等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の1箇月前までにみんなでつかえる「みんなのステージ」及び音響機器等貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を広陵町長（以下「町長」という。）に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の申込みは、使用日の6箇月前から、先着順に受け付けるものとする。

3 町長は、申込内容について審査し、適当と認める場合は、みんなでつかえる「みんなのステージ」及び音響機器等貸出承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を使用者に交付するものとする。

(ステージ等の貸出し)

第3条 ステージ等の貸出しは、使用者が企画又は実施する各種イベントにおいて、次に掲げるものに使用する場合に限るものとする。

(1) 町内で実施するイベントで使用する場合

(2) イベントの主催者が町内に在住、在勤又は在学している場合

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない、又は承認を取り消すことができ

る。

(1) 広陵町の品位を傷つけ、若しくは正しい理解の妨げになると
き、又はそのおそれがあるとき。

(2) ステージ等を正しい使用方法に従って使用しないおそれのあ
るとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認
しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他町長がステージ等の使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 ステージ等の使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大7日間
とする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、ステージ等の使用に際して、次に掲げる事項を
遵守しなければならない。

(1) 町長が別に定めるステージ及び音響機器使用規約及び使用上
の注意を遵守し、適切に使用すること。

(2) ステージ等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 申込書の記載どおりに使用すること。

(4) 承認書に記載された貸出期間を遵守すること。

(5) 火気、水周り及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(7) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、

又はこの要綱に違反したときは、第2条の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による損害については、町は、その責任を負わない。

(原状回復)

第8条 ステージ等を破損し、汚損し、又は滅失させた場合は、使用者の責任と負担により、これを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(町の責任)

第10条 ステージ等の使用により使用者が負った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、町は、その責任を負わない。

(庶務等)

第11条 ステージ等の貸出しに係る庶務は、地域振興担当課において処理する。

2 ステージ等の貸出しに係る申込みは、地域振興課窓口及び移住・定住サロンかぐやカフェにおいて行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ステージ等の取扱いについて必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。